

墓所施工上の注意

1. 墓所には、カロートが布設されておりませんので、設備基準図に基づきカロートを布設すること。
2. 碑石等の工事を施工する場合、和型区画には和型の墓石、洋型区画には洋型の墓石を設置し、隣接墓所使用者に迷惑のかからないよう充分配慮すること。(図面参照)
3. 使用場所において生じた焼骨及び碑石等の盗難、損傷その他の事故による損害については、町は一切その責任を負いません。

書類の手続

1. 工事施工届
墓所使用者は、碑石等の工事を着手するときは、あらかじめ霊園臨時使用許可申請書に墓所使用許可証の写と設計図を添付して町長に提出し、許可を受けなければならない。
2. 工事完了届
墓所使用者は、前項の工事が完了したときは、速やかに霊園臨時使用工事完了届により町長に届出、その承認を受けなければならない。

設備基準

1. 碑石及び墓誌の形状は、角形を標準として通路面からの高さは次のとおりとする。(図面参照)

種類	盛土の高さ	碑石の高さ	その他の工作物の高さ
4平方メートル	0.45メートル以内	1.30メートル以上	2.15メートル以内
6平方メートル	0.45メートル以内	2.25メートル以内 (洋型1.30メートル以内)	2.15メートル以内
8平方メートル	0.60メートル以内	1.30メートル以上 2.70メートル以内	2.60メートル以内

2. 墓所にはカロートを布設し、碑石の正面は、通路に対し平行に設置し、最下段の台石前面と背後境界との間隔及び左右隣接境界との位置は次のとおりとする。(図面参照)

種類	台石前面と背後境界	左右隣接境界
4平方メートル	1.10メートル	中央
6平方メートル	1.30メートル	
8平方メートル	1.50メートル	

3. 碑石及び墓誌の設備は、1基とし燈ろう類については各1基、又は1対とする。
4. 囲障の高さは、盛土面から0.5メートル以内とし、囲障の土留工事等は、石又はコンクリート、その他これに類する材料を用い崩壊しないよう施工すること。
5. 囲障は、隣地との間にすき間のないように施工すること。
6. 上屋類、板塀及び竹垣を設けることができない。
7. 植樹は、常緑樹とし、最小限にとどめる。
8. 樹木は、びやくしん類(タマイブキ、カイヅカイブキ等)以外のものとし、隣接する墓所又は通路に枝が出ないもので碑石の高さ以内とする。

禁止行為

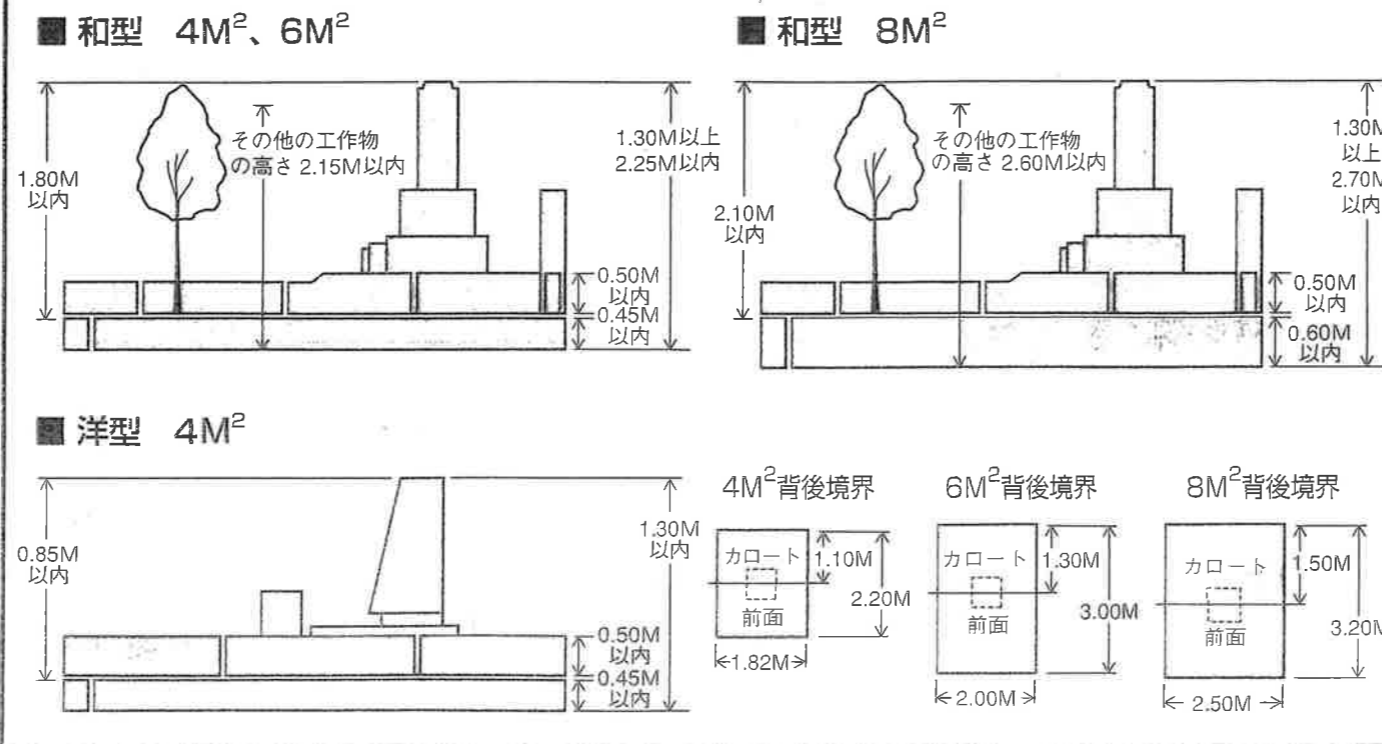
霊園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 立入禁止区域に立入ること。
- (2) 工作物、樹木等、その他の霊園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 土石を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙及び広告類を掲示し、または散布すること。
- (5) 指定された場所以外に車両を乗り入れること。
- (6) 物品等を販売すること。
- (7) その他霊園の維持管理に支障のある行為をすること。

● 注意事項 ●

1. 使用許可を得た墓所の管理は、使用者が行う。
2. 墓所内には、花輪を飾ることはできない。

墓所の設備基準図



既納使用料及び管理料の不還付

既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用許可及び管理料の納付の日から1ヵ年以内で、墓所を返還したときの還付の額の基準は、次のとおりとする。

使用許可の日より	還付率
6ヵ月未満	既納した使用料金額の70パーセント
6ヵ月以上1年未満	既納した使用料金額の50パーセント

・霊園維持管理の費用としていただくのが管理料です。(霊園内の道路、園路、広場、緑地、建物等の共有部分の管理費用です。)

墓所使用権の消滅

墓所使用者が次の各号の一に該当し1年間承継の届出、又は縁故者の引継許可申請がないときは、使用権は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所不明となって7年を経過したとき。

墓所使用許可の取消し

墓所使用者が、次の各号の一に該当すると認められたときは、使用許可を取消しすることができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 管理料を3年間納入しないとき。
- (3) 使用許可証を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
- (4) その他条例、規則に違反したとき。

使用許可事項の変更及び再交付の場合

- (1) 使用の許可を受けた者は、使用許可証に記載された事項に変更があった日から30日以内に書類の申請をしてください。
- (2) 使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに再交付の申請をしてください。